

四日市市告示第601号

居宅介護支援事業について、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第46条第1項本文の指定をしたので、法第85条及び四日市市指定居宅介護支援事業所の指定等に関する規則（平成30年規則第21号）第6条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和6年9月30日

四日市市長 森 智広

- 1 介護保険事業所番号  
2470206513
- 2 事業所の名称  
医療法人徳新会 四日市徳新会介護センター
- 3 事業所の所在地  
三重県四日市市久保田二丁目1番2号
- 4 申請者の名称  
医療法人徳新会
- 5 申請者の主たる事務所の所在地  
三重県四日市市久保田二丁目1番2号
- 6 代表者の氏名  
豊田 國彦
- 7 指定年月日  
令和6年10月1日
- 8 サービスの種類  
居宅介護支援

(健康福祉部介護保険課)